

## 登別市空家対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空家等及び特定空家等の解消を促進し、もって市民の安全で安心な居住環境づくりに資するため、空家を自己が居住するために取得しリフォーム工事を行う所有者及び特定空家等の除却工事を行う所有者等に対し市が工事に係る費用の一部を予算の範囲内で登別市空家等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（い）項第一号及び第二号に定める建築物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に定める空家等をいう。
- (3) 特定空家等 法第2条第2項に定める特定空家等をいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者又は管理者の個人をいう。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- (5) リフォーム工事 居住の用に供する住宅の居住性、機能性等の向上のために行う工事をいう。ただし、容易に取り外しが可能な機器等の設置工事及び耐震補強若しくは増築、改築又は移転の工事を除く。
- (6) 除却工事 建築物及びその敷地に定着する工作物、樹木等の全てを除却し、更地化する工事をいう。ただし、工作物を除却することにより、当該敷地又は近隣の土地に形質の変更等著しく影響を及ぼす場合を除く。
- (7) 市街化区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に定める市街化区域をいう。
- (8) 旧既存宅地区域 都市計画法第34条第1項第11号に定める区域をいう。
- (9) 建築物 建築基準法第2条第1項第1号の建築物をいう。
- (10) 工事施工事業者 登別市内に本店又は支店、営業所若しくは出張所を設けて営業し、次に該当する建設業者又は事業者をいう。
  - ア 除却工事においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第

2条第3項に定める土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく北海道知事による登録を受けているもの。

イ リフォーム工事においては、建設業法第2条第3項に定める建設業者又は同法第3条第1項ただし書きに規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業するもの。

（補助対象要件）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び対象となる空家等のリフォーム工事又は特定空家等の除却工事は、別表に掲げる補助対象要件のほか、次のいずれにも該当するものとする。

- （1）申請者は、工事施工事業者に依頼して第6条の規定による補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）が属する会計年度の3月1日までに登別市の市街化区域内又は旧既存宅地区域内にある空家のリフォーム工事又は特定空家等の除却工事を完了できる者であること。
- （2）補助金の交付を申請する日において納期が到来している全ての市町村民税等を滞納していないこと。
- （3）登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第2号）第2条第1号に定める暴力団若しくは同条第2号に定める暴力団員と密接な関係を有する者又は同条第2号に定める暴力団員でないこと。
- （4）申請者以外に当該空家又は特定空家等の所有権を有する者（以下「権利関係者」という。）が存する場合は、リフォーム工事又は除却工事（以下「補助対象工事」という。）の実施について権利関係者の全員の同意を得ていること。
- （5）申請者、申請者と同じ世帯の者若しくは権利関係者に本補助金又は他の補助金の交付を受ける者がいないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事の実施に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

（補助金の事前申請）

第5条 リフォーム工事の申請者は、空家の売買契約を行う前に登別市空家等対策事業補助金事前申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- （1）実施（変更）計画書（別記様式第2号）及び概算見積書（工事費用等の積算根拠や積算が明らかになるもので、工事を行う予定の事業者等の押印があるものに限る。）の写し
- （2）位置図（付近見取り図）及び配置図

- (3) 申請日以前3月以内に撮影した現況写真
- (4) 住民票の写し(世帯の全員がわかるもので、申請日以前3月以内に発行されたもの)
- (5) 納税証明書又は市町村民税の未納がないことが分かる証明で申請日以前3月以内に発行されたもの。
- (6) 工事施工事業者に係る建設業法の許可の内容を証する書類
- (7) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は前項の事前申請書を受理したときは、内容審査のうえ、登別市空家等対策事業補助金事前申請完了通知書(別記様式第3号)により申請者へ通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、工事を実施する前に登別市空家等対策事業補助金交付申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 実施(変更)計画書(別記様式第2号)及び見積書(工事費用等の積算根拠や積算が明らかになるもので、工事を行う予定の事業者等の押印があるものに限る。)の写し
- (2) 位置図(付近見取り図)及び配置図(敷地内の全ての建築物が記載されていること)
- (3) 申請日から3月以内に撮影した現況写真
- (4) 登記事項全部証明書(土地及び建物。申請日以前3月以内に発行されたもの)
- (5) 住民票の写し(世帯の全員がわかるもので、申請日以前3月以内に発行されたもの)
- (6) 市町村民税等の納付状況が分かる書類(納税証明書等)で申請日以前3月以内に発行されたもの。
- (7) 全ての権利関係者に係る同意書及び印鑑証明(別記様式第5号)
- (8) 工事施工事業者に係る建設業法の許可又は建設工事に係る資源の再資源化に関する法律に係る登録の内容を証する書類
- (9) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の添付書類のうち前条にかかる事前申請で提出したもののうち、第1号を除いた添付書類を省略できるものとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額とする。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに申請の

内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、登別市空家等対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）又は登別市空家等対策事業補助金の交付をしない旨の通知書（別記様式第7号）により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

3 第1項の規定に基づく通知を行った後は、補助金の交付を決定した額の増額はできないものとする。

（補助金交付の申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定の日までに第6条の規定による申請を取り下げようとするときは、登別市空家等対策事業補助金交付申請取下届（別記様式第8号）により、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。

（契約の締結）

第9条 補助対象工事の工事請負契約の締結は、第7条に規定する補助金の交付の決定後でなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2）虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づく取消しを行うときは、登別市空家等対策事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知しなければならない。

3 補助金の交付の決定を取り消した場合に生じた損害については、市は一切の賠償の責めを負わないものとする。

（補助金交付決定の辞退）

第11条 交付決定者は、補助金の交付の決定を辞退するときは、登別市空家等対策事業補助金交付決定辞退届（別記様式第10号）により、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。

2 市長は、前項に規定する届け出を受けたときは、交付の決定を取り消すものとし、登別市空家等対策事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定を受けた補助事業の変更）

第12条 交付決定者は、交付の決定を受けた補助対象工事の内容を変更するときは、登別市空家等対策事業補助金交付決定変更申請書（別記様式第11号）に第6条に定める書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、速やかに市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容の審査等を行った上で、その適否を判断し、登別市空家等対策事業補助金交付決定変更通知書（別記様式第12号）又は登別市空家等対策事業補助金を交付しない旨の通知書（別記様式第7号）により申請者へ通知するものとする。  
（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は補助対象工事が完了した日の属する年度の3月1日（当該日が登別市の休日を定める条例（平成2年条例第33号）第1条に定める登別市の休日にあたる場合は、その翌開庁日）までのうち、いずれか早い日までに、登別市空家等対策事業補助金実績報告書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合にあっては、その提出期限を延期することができる。

- （1）補助事業に係る工事請負契約書（事業者の押印があるものに限る。）の写し
- （2）請求書及び領収書（事業者の押印があるものに限る。）の写し
- （3）工事の着工前及び着工後の写真（撮影日が入ったもので同一方向から撮影したもの。）
- （4）産業廃棄物管理票A票及びE票の写し（産業廃棄物があった場合に限る。）
- （5）リフォーム工事を実施した空家へ住所を移転したあとの住民票の写し
- （6）その他市長が必要と認めた書類  
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、速やかにその内容の審査及び現地確認を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、登別市空家等対策事業補助金交付額確定通知書（別記様式第14号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 前条により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市空家等対策事業補助金交付請求書（別記様式第15号）により市長に補助

金の交付を請求するものとする。

2 補助金の交付は、交付決定者に行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、第10条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、登別市空家等対策事業補助金返還命令書(別記様式第16号)により、期限を定めて補助金の全部又はその一部の返還を求めることができる。

(関係法令の遵守等)

第17条 交付決定者及び工事施工事業者は、補助対象工事を実施するにあたり、関係法令等を遵守するものとする。

2 前項の規定は、補助対象工事が完了した後においても同様とする。

(書類の整備、保存)

第18条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、当該補助金に関する書類を整備し、これを補助金の交付が完了する日の属する翌年度から5年間保存するものとする。

2 市長は、補助金の交付に関する台帳を整備し、保存しなければならない。

(調査等への協力)

第19条 交付決定者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力するものとする。

2 市長は、前項の協力を得られないと認めたときは、第10条第1項第3号の規定により、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象要件		
	空家のリフォーム工事	特定空家等の除却工事
補助対象建築物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 登別市空き家情報登録制度に登録されている空家。</li> <li>2 昭和57年以降に建築され、原則、建築基準法の規定に違反していない空家。</li> <li>3 申請日以前に補助金の交付を受けてリフォーム工事を施工していない空家。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請日が、特定空家等と判断されたことを知った日の翌日から起算して3年以内の特定空家等。</li> <li>2 補助金の交付の申請の日において、当該特定空家等に係る抵当権その他の権利（所有権を除く。）に係る登記が抹消され、又はこれと同等の状態。</li> <li>3 申請日以前に補助金の交付を受けてリフォーム工事を施工していない特定空家等。</li> </ol>
申請者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空家を売買契約により取得する者。</li> <li>2 補助を受けてリフォームした空家に5年以上居住する見込みである者。</li> <li>3 申請日において既に戸建住宅に居住していない者。 ただし、借家、同居などの場合で証明することができる場合は除く。</li> <li>4 申請日以前に補助金の交付を受けていない者。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定空家等の所有者等である者。</li> <li>2 申請日以前に補助金の交付を受けていない者</li> </ol>
補助対象工事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2条第1項第10号イに該当する工事施工事業者により実施される空家の居住性、機能性等の向上のために行う300万円以上のリフォーム工事。 ただし、耐震補強若しくは増築、改築又は移転の工事は除く。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2条第1項第10号アに該当する工事施工事業者により実施される50万円以上の解体工事。</li> </ol>
補助率等	<ol style="list-style-type: none"> <li>基本額70万円</li> <li>加算額 18歳未満の子ども一人につき10万円 加算上限額30万円</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助率2分の1</li> <li>2 上限50万円 下限25万円</li> </ol>

別記様式第1号（第5条関係）

登別市空家等対策事業補助金事前申請書

年 月 日

登別市長

様

（申請者）

住 所

氏 名

⑩

電話番号

登別市空家等対策事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係図書を添えて次のとおり申請します。

また、私は同要綱第3条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと及び同項第5号に規定する同補助制度を受ける者がいないことを誓約します。

記

1 工 事 の 種 別 リフォーム工事

2 建築物の所在地 登別市

3 登別市空き家情報登録制度への登録 有 無

4 概算工事費 円

5 交付申請額の算出方法 別紙1のとおり

6 予 定 工 期 着手 年 月 日

完了 年 月 日

7 添付書類

実施（変更）計画書（別記様式第2号）

概算見積書の写し

位置図（附近見取り図）及び配置図

現況写真（申請日以前3月以内のもの）

住民票（世帯全員がわかるもの。申請日以前3月以内のもの）

市町村民税等の納付状況が分かる書類（納税証明書等）で申請日以前3月以内に発行されたもの。

工事を行う予定の事業者の建設業許可証等の写し

その他市長が必要と認める書類

※1 登別市空き家情報登録制度への登録が無い空家は補助を受ける事ができません。

※2 申請者以外に権利を有する者がいるときは、交付申請時に同意書の提出が必要となります。



別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

実施（変更）計画書

事業の区分	<input type="checkbox"/> リフォーム工事 <input type="checkbox"/> 除却工事	
対象空家等の概要	建築年	年
	所在地	登別市
	構造	造（一部 造）
	階数	・地上 階 ・地下 階
	延べ床面積	m <sup>2</sup>
工事期間（予定）	着手	年 月 日（予定）
	完了	年 月 日（予定）
居住開始予定日	年 月 日（予定）	
事業者	会社名	
	住所	登別市
	資格	（業種）（番号） 第 号
	連絡先	
	担当者	
事業内容		

注 事業内容には、除却工事の場合、家屋の除却、門扉の除却、整地など、リフォーム工事の場合は、リフォーム箇所と内容（屋根、長尺板金葺き替えなど）を記載してください。

なお、工事の内容によっては補助金の交付の対象とならない場合があります。

別記様式第3号（第5条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市空家等対策事業補助金事前申請完了通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金については、次のとおり審査の結果について、登別市空家等対策事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 審査の結果
- 2 建築物の所在地
- 3 補助金の交付予定額 円

注意事項

- 1 本通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。
- 2 本通知受領後、補助金の交付申請を行ってください。

別記様式第4号（第6条関係）

登別市空家等対策事業補助金交付申請書

年 月 日

登別市長

様

（申請者）

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

登別市空家等対策事業補助金交付申請書について、補助金の交付を受けたいので、登別市空家等対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係図書を添えて次のとおり申請します。

また、私は同要綱第3条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと及び同項第5号に規定する同補助制度を受ける者がいないことを誓約します。

記

1 工 事 の 種 別

リフォーム工事      除却工事

（事前申請結果の番号等      登 第      号      年      月      日 ）

2 建築物の所在地      登別市

3 交 付 申 請 額      円

4 交付申請額の算出方法      別紙1のとおり

5 予 定 工 期      着手      年      月      日

完了      年      月      日

6 添付書類（チェックリスト）

実施（変更）計画書（別記様式第2号）

見積書の写し

位置図（附近見取り図）及び配置図（敷地内の全ての建築物が記載されていること）

現況写真（申請日以前3月以内のもの）

申請建物等の登記事項全部証明書（土地及び建物。申請日以前3月以内のもの）

住民票（世帯全員がわかるもの。申請日以前3月以内のもの）

市町村民税等の納付状況が分かる書類（納税証明書等）で申請日以前3月以内に発行されたもの

申請者以外に権利を有する者がいる場合は、別紙2権利関係者一覧

同意書及び印鑑証明書（申請者のほかに権利関係者が存する場合はその全員分）

工事を行う予定の事業者の建設業許可証等の写し

その他市長が必要と認める書類

別記様式第5号（第6条関係）

同 意 書

年 月 日

登別市長 様

住 所

氏 名 ⑩

私は、登別市空家等対策事業補助金の内容及び交付の要件を理解し、交付の対象となる建築物を（リフォーム工事・除却工事）すること及び補助金を申請することに同意します。

記

1 対象建築物

①所在地 登別市

---

②権利等の種類

---

注 権利等の種類には、所有権（持分○／○）、抵当権、地上権など設定されている権利の名称を記載してください。

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市空家等対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、次のとおり交付の決定をいたしましたので、登別市空家等対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 建築物の所在地

2 補助金の交付決定額

円

3 交付決定に付した条件

- (1) 当該補助金に関する書類について、補助金の交付が完了する日の属する翌年度から5年間保存すること。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

別記様式第7号（第7条、第12条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市空家等対策事業補助金を交付しない旨の通知書  
年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、  
次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

- 1 建築物の所在地
- 2 不交付とした理由

別記様式第8号（第8条関係）

登別市空家等対策事業補助金交付申請取下届

年 月 日

登別市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付けで補助金交付申請書を提出しました次の  
物件について、交付の申請を取り下げたいことから届け出ます。

記

- 1 建築物の所在地
- 2 取下げ理由

別記様式第9号（第10条、第11条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市空家等対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け登 第 号で交付決定した補助金等について、登別市空家等対策事業補助金交付要綱（第10条第1項・第11条第2項）の規定により、交付の決定を取消したので通知します。

記

- 1 取消金額 円
- 2 取消事由



別記様式第10号（第11条関係）

登別市空家等対策事業補助金交付決定辞退届

年 月 日

登別市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け登 第 号で補助金の交付の決定を受けました次の物件について、交付の決定を辞退したいことから届け出ます。

記

1 建築物の所在地

2 交付決定額

円

3 辞退理由

別記様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

登別市空家等対策事業補助金交付決定変更申請書

年 月 日

登別市長

様

（申請者）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け登 第 号で補助金の交付の決定を受けました次の物件について、申請の内容を変更したいことから登別市空家等対策事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり申請します。

なお、交付申請時に誓約しました同要綱第 3 条第 3 号及び同条第 5 号について、変更ありません。

記

1 工 事 の 種 別 リフォーム工事 除却工事

2 建築物の所在地 登別市

3 変 更 内 容

4 交 付 申 請 額 円

5 交付申請額の算出方法 別紙 1 のとおり

6 予 定 工 期 着手 年 月 日

完了 年 月 日

7 添付書類

実施（変更）計画書（別記様式第 2 号）

見積書の写し

位置図（附近見取り図）及び配置図（敷地内の全ての建築物が記載されていること）

現況写真（申請日以前 3 月以内のもの）

申請建物等の登記事項全部証明書（土地及び建物。申請日以前 3 月以内のもの）

住民票（世帯全員がわかるもの。申請日以前 3 月以内のもの）

市町村民税等の納付状況が分かる書類（納税証明書等）で申請日以前 3 月以内に発行されたもの。

申請者以外に権利を有する者がいる場合は、別紙 2 権利関係者一覧

同意書及び印鑑証明書（申請者のほかに権利関係者が存する場合はその全員分）

工事を行う予定の事業者の建設業許可証等の写し

その他市長が必要と認める書類

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市空家等対策事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、  
次のとおり交付の決定を変更しましたので、登別市空家等対策事業補助  
金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 建築物の所在地

2 補助金の交付決定額

円

3 交付決定の変更に付した条件

- (1) 当該補助金に関する書類について、補助金の交付が完了する日の属する翌年度から5年間保存すること。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

別記様式第13号（第13条関係）

年 月 日

登別市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

⑩

電話番号

登別市空家等対策事業補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け登 第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた（リフォーム工事・除却工事）が完了したので、登別市空家等対策事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係図書を添付して報告します。

記

1 補助金の額 円

2 工事の期間

自 年 月 日

至 年 月 日

3 添付図書

- 工事請負契約書（事業者の押印のあるものに限る。）の写し
- 請求書及び領収書（事業者の押印があるものに限る。）の写し
- 工事の着工前及び着工前後の写真（撮影日が入ったもので同一向から撮影したもの。）
- 産業廃棄物管理票A票及びE票の写し（産業廃棄物があった場合に限る。）
- リフォーム工事を実施した空家へ住所を移転したあとの住民票の写し
- その他市長が必要と認める書類

別記様式第 1 4 号（第 1 4 条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市空家等対策事業補助金の額の確定通知書  
標記の補助金については、登別市空家等対策事業補助金交付要綱第 1  
4 条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 建築物の所在地
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の額の確定額 円

登別市空家等対策事業補助金交付請求書

登別市長

様

（請求者）

住 所

氏 名

Ⓜ

電 話

年 月 日付け登 第 号で額の確定通知のあった次の（リフォーム工事・除却工事）について、登別市空家等対策事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

- 1 建築物の所在地
- 2 請求金額 円
- 3 振込み口座 次の口座に振り込んでください。

金融機関名	
店 名	<input type="checkbox"/> .....支店 <input type="checkbox"/> 本店
預 金 種 目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）
口 座 番 号	
口 座 名 義	
フリガナ	

別記様式第16号（第16条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市空家等対策事業補助金返還命令書

年 月 日付け登 第 号で交付の決定を取り消した補助金等について、登別市空家等対策事業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり返還を求めます。

記

- 1 返還を求める額 円
- 2 返還期限 年 月 日

別紙 1

交付申請額の算出方法

1 リフォーム工事

(単位：円)

項 目		計算欄
① 工事費 (見積りの額)		
② 基本額		700,000
加算額 の計算	ア. 18歳未満の 子どもの人数	人
	イ. 一人当りの額	100,000
	③ 計 (ア×イ)	
	④ 加算上限額	300,000
	⑤ 加算額 (③又は④の いずれか少ない額)	
交付申請額 (補助額 ②+⑤)		

2 除却工事

(単位：円)

項 目	計算欄
① 工事費 (見積りの額)	
② 補助率	2分の1
③ 工事費からの補助額 (①×②)	
④ 補助限度額	上限500,000
交付申請額(補助額) (③又は④のいずれか少ない額) (千円未満切捨て)	

※工事費 (見積りの額) が除却工事で50万円以上、リフォーム工事で300万円以上でなければ補助対象外となります。(消費税及び地方消費税に相当する額は含みません。)



別紙 2

【権利関係者一覧】

権利関係者（権利の内容： 住所 氏名 電話番号	）
権利関係者（権利の内容： 住所 氏名 電話番号	）
権利関係者（権利の内容： 住所 氏名 電話番号	）
権利関係者（権利の内容： 住所 氏名 電話番号	）
権利関係者（権利の内容： 住所 氏名 電話番号	）